

# 国立大学法人東京医科歯科大学における随意契約（物品製造等）の公表

更新日：平成23年12月14日

物品等又は役務の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方商号又は名称及び住所	契約金額 (単位：円)	随意契約によることとした理由 ・適用条項 ・具体的な理由	備 考
シュプリンガー社電子ジャーナルの利用(平成24年カレント契約)	平成23年12月1日	シュプリンガー カスタマーサービスセンター ゲーエムペーハー ドイツ国ハイデルベルク市	9,177,033	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計規程 第42条第3項第1号</li> <li>・総代理店契約のため。</li> </ul>	

**【備考】**

- ・公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に「契約単価に予定調達数量を乗じた額」を記載するとともに、備考欄に「単価契約」と記載する。
- ・国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項第52条第3項により、公表は、随意契約を締結した日の翌日から起算して72以内（4月1日から4月30日までの間に締結した随意契約については93日以内）に行うものとし、少なくとも随意契約を締結した日の翌日から起算して一年が経過する日まで掲載するものとする。